

令和8年（フ）第4117号
東京都練馬区羽沢2丁目1-1-302
破産者 小田 瞳
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4143号
東京都港区東麻布1丁目19番2号 フラット東麻布1階
破産者 株式会社かんてら
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4144号
東京都世田谷区上北沢5丁目46-15-402
破産者 大城 司
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4439号
東京都港区台場1丁目5-6-1302
破産者 佐藤 輝美
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4603号
東京都港区東麻布3丁目2番4号 A I F L A T麻布十番east503号室
破産者 株式会社T A R O
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4659号
東京都板橋区常盤台1丁目62-3
破産者 浅利 りさ（旧姓高澤）

1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4700号
東京都東大和市奈良橋4丁目669番地の26
破産者 株式会社ダダ企画
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4713号
東京都千代田区内神田3丁目12番10号
破産者 株式会社千寿企画
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4714号
東京都千代田区西神田2丁目6-1-1710
破産者 古川 克寿
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4740号
東京都港区北青山1丁目3番1号 アールキューブ青山3階
破産者 株式会社ブレオン
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4741号
東京都港区東麻布3丁目8番3-1001号
破産者 ダックボン・キャピタル株式会社
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4742号
東京都杉並区下井草5丁目6番15号 アゼリア・II 107
破産者 松原真太郎
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4784号
東京都中央区銀座7丁目15番8号 タウンハイツ銀座406
破産者 株式会社百研社
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4785号
東京都江東区豊洲5丁目6-29-2124
破産者 伊藤 悠太
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4892号
東京都墨田区亀沢4丁目24番3号 土井ビル1階
破産者 株式会社東京ユニホームサービス
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4893号
東京都江東区潮見1丁目29-15-1302
破産者 高野 健三
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4930号
東京都世田谷区上用賀4丁目17-2-321
破産者 春木 靖隆

1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4949号
東京都港区六本木4丁目3番11号 六本木ユニハウス223号
破産者 ヨシマキ合同会社
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4950号
千葉県市川市香取1丁目14-13-201
破産者 前川 嘉彦
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4953号
東京都渋谷区神宮前5丁目41番14号
破産者 株式会社コムアセッツ
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4954号
東京都江戸川区松江3丁目6-19-103
破産者 笹生 政俊
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5006号
東京都千代田区平河町2丁目6番1号 平河町ビル7階
破産者 デシーマジャパン株式会社
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部